



介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業の

申込みを検討中の方へ



令和4年(2022)4月1日から民法改正に伴い、成年年齢が18歳へ。
親権者(法定代理人)の同意がなくても、貸付制度などの契約もできるようになりました。
貸付の申込みを検討されている場合は、次の内容をよく読んで貸付申込の
手続き(申請といいます)をしてください。

1.貸付制度とは

一定の目的を達成するための資金(お金)を借りて、目的を達成する制度です。そして、神奈川県
社会福祉協議会とお金を借りる人との契約(法律では「しょうひたいしゅくけいやく消費貸借契約」といいます)となります。

かしつけきん貸付金(借りたお金)は返還(へんかんお金を返す)する義務があります。

ただし、決められた条件が満たされた場合、かしつけきん貸付金の返還免除(へんかんめんじょお金を返さない)の申請(申込手
続き)ができるようになり、しんさ審査の結果、しょうにん承認(認められる)されるとお金は返す義務がなくなり
ます。

貸付の申込み(かしつけしんせい貸付申請)をする場合は、必ずれんたいほしょうにん連帯保証人(「2.連帯保証人とは」をよくお読み
ください)が必要となります。

2.連帯保証人とは

貸付申請者が借りたお金を、貸付申請者とともに返還する義務があるため、20歳以上で原則65
歳未満の安定した収入のある方でないと連帯保証人にはなれません。

また原則、連帯保証人を変更することはできません。

連帯保証人となる方も、貸付制度を理解したうえでかしつけしんせい貸付申請をしてください。

3.その他

貸付にはしんさ審査があります。貸付申請した方すべてに貸付するものではありません。

へんかんめんじょ
＜返還免除の申込ができる条件＞



1. 国家試験に合格し、介護福祉士・社会福祉士資格登録後、神奈川県内の福祉施設・事業所等で継続して常勤的に5年間、介護または相談業務等に
従事（働く）する。

※ 介護福祉士資格について、2027年3月までに養成施設（学校）を卒業する場合、経過措置による介護福祉士登録が可能となっています。詳細についてはお問い合わせください。

2. 社会福祉士資格について、養成施設（学校）卒業年度の翌々年度までに国家試験に合格し、資格登録をする必要があります。
翌々年度までに合格できなかった場合は、貸付金は全額返還となります。
3. 養成施設（学校）を卒業後、すぐに指定された介護等の仕事に就職し、貸付金が返還免除されるまで、すぐ返還しなくても良いための手続き（返還の開始を延ばす手続き（返還猶予といいますが））が必要です。
その他にも各種手続きがあり、その都度、申請をして承認を受ける必要があります。

4. 養成施設を退学または卒業後、県内で従事しない場合やすぐに退職した場合、返還免除対象業務以外で従事する場合、貸付金の全額返還となります。

※ 返還免除対象業務については、かながわ福祉人材センターのホームページ等で確認ください。



※ 上記1～4については、概要となりますので詳細については、かながわ福祉人材センターのホームページ等で確認ください。

＜お問合せ先＞

神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材研修センター
福祉人材センター 貸付担当 電話 045-312-4816

※月曜～金曜（祝祭日・年末年始を除く）9:00～12:00 13:00～17:00